

射水市教育委員会 11月定例会次第

日 時 令和7年11月26日 (水)

午前10時00分から

場 所 庁舎会議室401

1 会議録の承認

2 事務局報告

- | | |
|---------------------------------------|-----|
| (1) 令和7年11月市議会臨時会12月市議会定例会会期日程（案）について | 資料1 |
| (2) 令和7年12月一般会計補正予算（案）について | 資料2 |
| (3) 令和7年12月市議会定例会提出議案について | 資料3 |

3 議案

- | | | |
|--------------------------|---------|-----|
| (1) 教育委員会委員の辞職について | (学校教育課) | 資料4 |
| (2) 射水市立幼稚園管理規則の一部改正について | (学校教育課) | 資料5 |

4 各課等の連絡事項及び報告事項

- | | | |
|--|--------------------|------|
| (1) 学校部活動の地域展開について | (学校教育課、生涯学習・スポーツ課) | 資料6 |
| (2) 民設民営放課後児童クラブの開設について (生涯学習・スポーツ課) | 資料7 | |
| (3) 「放生津八幡宮祭の曳山・築山行事」のユネスコ無形文化遺産登録にかかる評価機関による勧告について (生涯学習・スポーツ課) | 資料8 | |
| (4) 射水市指定文化財「六渡寺日枝神社山王鳥居附玉垣」の現状変更について | (生涯学習・スポーツ課) | 資料9 |
| (5) 令和6年度問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 公表結果
(R7.10.29)について | (教育センター) | 資料10 |
| (6) 市立七美幼稚園の現状と今後の対応について | (子育て支援課) | 資料11 |
| (7) 教育委員会行事予定 | | 資料12 |

5 その他

※ 次回教育委員会の開催日時について

12月25日(木) 午後1時30分から 市庁舎401会議室

射水市教育委員会10月定例会会議録

- I 開会日時 令和7年10月23日（木） 開会 午後1時00分
閉会 午後2時45分
- II 会議場所 市庁舎302
- III 出席委員
金谷教育長、眞岸委員、宮原委員、成田委員
- IV 会議事件説明員
作道事務局長、星野事務局次長（生涯学習・スポーツ課長）、小谷内事務局次長
佐藤学校教育課長、廉教育センター所長、川渕学校教育課長補佐、
金三津生涯学習・スポーツ課長補佐、中林学校教育課副主幹、
鷺塚学校教育課総務企画係長
- V 傍聴人数 なし
- VI 会議の要旨
午後1時00分、教育長が開会を宣した。
- 1 会議録の承認
承認された。
- 2 各課等の連絡事項及び報告事項
(1) 放課後児童クラブ事業に関するアンケートの報告について
事務局次長（生涯学習・スポーツ課長）が、資料1に基づき説明した。
(2) 海竜スポーツランドのサウンディング型市場調査の実施について
事務局次長（生涯学習・スポーツ課長）が、資料2に基づき説明した。
(3) オリスボフェス2025の開催について
事務局次長（生涯学習・スポーツ課長）が、資料3に基づき説明した。
(4) 教育委員会行事予定
学校教育課総務企画係長が、資料4に基づき説明した。
- 3 その他
(1) 次回教育委員会の開催日時について
11月26日（水）午前10時 会議室401
- 4 議事
(1) 資料1：放課後児童クラブ事業に関するアンケートの報告について
[委員] 利用時間の希望が半数以上18時以降との結果であるが、指導員の任用要件などもあるため、保護者にはファミサポ等の利用を提案していく必要がある。
[事務局] 周知している。新しい放課後児童クラブは19時までとしている。
[委員] 利用料金は公営と民営は同じか。
[事務局] 月額6,000円～10,000円程度。民営が高い。
[委員] 入籍申し込み等の手続きは簡素化できないか。
[事務局] 提出書類は審査に必要なため、事業所と相談する。

- [委 員] アンケートの報告書はどこかに提出するのか。
- [事務局] 教育委員会のみの提出である。ホームページには議事録中で公開する。
- (2) 資料2：海竜スポーツランドのサウンディング型市場調査の実施について
- [委 員] 小学校プールが未改修のところがあるが、海竜スポーツランドで授業を行うのか。
- [事務局] 小学校の水泳授業についても検討している。
- [委 員] 水泳の記録会や大きな大会はしているのか。
- [事務局] 記録会は現在の海竜スポーツランドで行っている。大きな大会は行っていない。主に市民の利用である。
- [委 員] 現在、堀岡小学校が海竜スポーツランドで水泳授業を行っているが、低学年を想定したプールはあるのか。
- [事務局] 現海竜スポーツランドでは幼児用プールの使用や25mプールにプールフロアを設置して深さを調整している。新しい施設では水泳授業で小学生が利用することも想定した提案をもらう。
- [委 員] 今年は猛暑で学校プールの開放がほぼ出来ていなかった。室内プールであればいつでも利用出来て安心である。
- [事務局] 今後の夏休みの学校プール開放は、学校と自宅の往復中にも熱中症のリスクがあり、難しくなると考えている。
- (3) 資料3：オリスボフェス2025の開催について
- [委 員] 天気が心配。雨天の場合は延長になるのか。
- [事務局] 3月に延期をする予定である。
- (4) 資料4：教育委員会行事予定について
- [委 員] 道の駅リニューアルで、新湊博物館が通り道となる。より多くの人を誘導できるよう、玄関先にも掲示物があるとよい。
- [事務局] 検討する。

午後2時45分、議事等が終了したので教育長が閉会を宣した。

令和 7 年 1 月射水市議会臨時会 会期日程（案）

会期 1 日間

会期 1 日間			
11月27日（木）	午後1時	本会議	<p>日程第 1 議長の選挙</p> <p>日程第 2 議席の指定</p> <p>日程第 3 会議録署名議員の指名</p> <p>日程第 4 会期の決定</p> <p>日程第 5 副議長の選挙</p> <p>日程第 6 議員提出議案の提案理由の説明、質疑、委員会付託省略、討論、採択</p> <p>日程第 7 議会運営委員会委員及び各常任委員会委員の選任</p> <p>日程第 8 議会運営委員会及び各常任委員会の正副委員長の互選結果報告</p> <p>日程第 9 市長の提案理由の説明、質疑、委員会付託省略</p> <p>日程第 10 富山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙</p> <p>日程第 11 議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査（採決）</p>

招集告示 11月26日（水）

令和7年12月射水市議会定例会会期日程（案）

会期21日間

12月 4日(木)	午前10時	本会議	日程第1 会議録署名議員の指名
			日程第2 会期の決定 日程第3 市長の提案理由の説明 日程第4 広報委員会委員の選任
	本会議終了後		全員協議会（報告事項説明）
12月 5日(金)			議案調査日
12月 6日(土)			休会
12月 7日(日)			休会
12月 8日(月)			議案調査日
12月 9日(火)			議案調査日
12月 10日(水)	午前10時	本会議	日程第1 議案質疑 日程第2 代表質問
12月 11日(木)	午前10時	本会議	日程第1 一般質問
12月 12日(金)	午前10時	本会議	日程第1 一般質問（予備日） 日程第2 予算特別委員会の設置及び議案の付託 日程第3 各議案の委員会付託
			本会議終了後 委員会 予算特別委員会（説明）
12月 13日(土)			休会
12月 14日(日)			休会
12月 15日(月)	午前10時	委員会	総務文教常任委員会
12月 16日(火)	午前10時	委員会	民生病院常任委員会
12月 17日(水)	午前10時	委員会	産業建設常任委員会
12月 18日(木)			議案調査日
12月 19日(金)			議案調査日
12月 20日(土)			休会
12月 21日(日)			休会
12月 22日(月)	午前10時	委員会	予算特別委員会
12月 23日(火)	午前10時	委員会	予算特別委員会
12月 24日(水)	午後2時	本会議	日程第1 委員長報告、質疑、討論、採決 日程第2 議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査

※ 11月27日(木) 招集告示

11月28日(金) 午前10時 議会運営委員会

午後 1時30分 全員協議会（議案説明）

発言通告日 代表質問 12月 5日(金) 午後1時

一般質問 12月 8日(月) 午後1時

予算特別委員会 12月18日(木) 午後1時

令和7年12月一般会計補正予算（案）説明書（教育委員会関係）

1 歳入の内訳

(単位：千円)

補正区分	補正額	補正額の主な内訳
22款 市債	48,500	・学校給食センター整備事業債
計	48,500	

2 歳出の内訳

(単位：千円)

補正区分	補正額	補正額の主な内訳
10款 教育費		
学校給食センター費	53,900	・蒸気ボイラー更新工事
学校管理費（小）	164	・教室用備品購入（特支）
教育振興運営費（小）	348	・教室用備品購入（特支） ICT関係
学校管理費（中）	3,163	・教室用備品購入（特支、35人※）
学校給食費（中）	139	・給食用備品等購入（35人※）
教育振興運営費（中）	733	・教室用備品購入（特支、35人※） ICT関係
文化財保存費	1,176	・市指定文化財保存補助金
スポーツ施設維持管理費	5,245	・小杉総合体育センター機械設備修繕 ・大島弓道場雨漏り修繕
新湊博物館維持管理費	1,875	・光熱水費 ・冷温水発生器真空調整機器賃借
計	66,743	

(会計年度任用職員等に係る人件費補正を除く)

※35人学級について

現在、国では、令和8年度から中学1年生を対象に1学級当たりの学級編成基準を35人に引き下げるなどを検討しており（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律）、学級数増に伴う備品等を整備するもの。なお、本市では、小杉中学校及び大門中学校の学級数が増加する見込みである。

議案第 93 号

射水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部改正について

射水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を次のように改正する。

令和 7 年 1 2 月 4 日 提 出

射水市長 夏野元志

射水市条例第 号

射水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

射水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 26 年射水市条例第 35 号) の一部を次のように改正する。

第 12 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改め
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第94号

射水市立学校体育施設の開放に関する条例の一部改正について

射水市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を次のように改正する。

令和7年12月4日 提出

射水市長 夏野元志

射水市条例第 号

射水市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

射水市立学校体育施設の開放に関する条例（平成18年射水市条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表2中

体育館、グラウンド	1月5日から12月27日までの日。 ただし日曜日を除く。
夜間照明施設	4月1日から11月30日までの日。 ただし日曜日を除く。

を

」

「

体育館、グラウンド	1月5日から12月27日までの日
夜間照明施設	1月5日から12月27日までの日

に改める。

」

附 則

この条例は、令和8年2月1日から施行する。

議案第104号

指定管理者の指定について

射水市フットボールセンターの指定管理者について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和7年12月4日 提出

射水市長 夏野元志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市フットボールセンター

2 指定管理者となる団体の名称

IMIZU F C パートナーズ

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第93号

射水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(説明)

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

放課後児童健全育成事業者の職員に禁止されている虐待等の行為に関する規定については、児童福祉法の規定を引用しており、同法の改正に伴い、引用条項を改正するもの。

2 施行期日

条例公布の日

議案第94号

射水市立学校体育施設の開放に関する条例の一部改正について

(説明)

学校開放（射水市立学校の体育施設を地域住民に対し積極的に開放することをいう。）の利便性向上のため、学校開放を行う日時を変更するもの。

1 改正内容

学校開放の開放日に日曜日を含むこととし、夜間照明施設の開放日を、体育館及びグラウンドと同様に通年（年末年始を除く。）とするもの。

2 施行期日

令和8年2月1日

議案第104号

指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、射水市フットボールセンターの指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名
射水市フットボールセンター	IMIZU FC パートナーズ 富山市内幸町7番9号 内幸町ラ・フォンテ602号室 代表取締役 福士 朝尋

- 2 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

- 3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	IMIZU FC パートナーズは株式会社フクシ・エンタープライズとSOLTILO株式会社によって構成される団体であり、当該指定管理業務遂行を目的として設立された。両者が有するノウハウやネットワークを活かし、スポーツの力で地域活性化や交流人口の拡大等を図るための取組みを行う。 指定管理者としての実績は、株式会社フクシ・エンタープライズは12都県64件、SOLTILO株式会社は2都府2件となる。
過去の実績	なし

- 4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、指定管理者制度を初めて導入することを考慮した。

- 5 指定管理の内容

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 施設の使用許可及び利用調整に関する業務
- (3) 施設の利用料金の徴収に関する業務
- (4) その他施設の管理に関し必要と認める業務

- 6 指定管理者の選定理由

施設の適切な管理及び適正な運営が望めること、地域の団体、企業及び教育機関との連携による地域活性化並びに大会及び合宿誘致による交流人口拡大に寄与することができると判断した。

議案第11号

教育委員会委員の辞職について

教育委員会委員 村上葉子から、都合により令和7年12月27日をもって
教育委員を辞職したい旨の申出が提出されたので、地方教育行政の組織及び運
営に関する法律第10条の規定に基づき同意を求める。

令和7年11月26日 提出

射水市教育委員会

議案第 12 号

射水市立幼稚園管理規則の一部改正について

射水市立幼稚園管理規則の一部を次のように改正する。

令和 7 年 1 月 26 日 提 出

射水市教育委員会

教育長 金 谷 真

射水市教育委員会規則第 号

射水市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則

射水市立幼稚園管理規則（平成 17 年教育委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条を第 26 条とし、第 15 条から第 24 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 14 条の次に次の 1 条を加える。

（虐待等の防止）

第 15 条 園長は、職員が利用児童に対し、学校教育法第 28 条第 2 項において準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 27 条の 2 第 1 項各号に掲げる行為その他当該利用児童の心身に有害な影響を与える行為をしないよう、監督しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第12号

射水市立幼稚園管理規則の一部改正について

(説明)

学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

規則中、虐待等の防止に関する規定を加える。

2 施行期日

公布の日

射水市立幼稚園管理規則(平成17年射水市教育委員会規則第13号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○射水市立幼稚園管理規則</p> <p style="text-align: right;">平成17年11月1日</p> <p style="text-align: right;">教育委員会規則第13号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 射水市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)は、幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする。</p> <p>(定員)</p> <p>第2条 幼稚園の園児の定数は、別表のとおりとする。</p> <p>(職員)</p> <p>第3条 幼稚園に園長、教諭その他必要な職員を置く。</p> <p>(入園資格)</p> <p>第4条 幼稚園に入園できるものは、小学校就学の始期前3年から小学校就学の始期に達するまでの幼児とし、射水市居住者に限るものとする。</p> <p>(保育時間)</p> <p>第5条 1日の保育時間は、4時間を標準とする。</p> <p>(学年及び学期)</p> <p>第6条 幼稚園の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p> <p>2 学年を分けて、次の3学期とする。</p> <p>第1学期 4月1日から7月31日まで</p>	<p>○射水市立幼稚園管理規則</p> <p style="text-align: right;">平成17年11月1日</p> <p style="text-align: right;">教育委員会規則第13号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 射水市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)は、幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする。</p> <p>(定員)</p> <p>第2条 幼稚園の園児の定数は、別表のとおりとする。</p> <p>(職員)</p> <p>第3条 幼稚園に園長、教諭その他必要な職員を置く。</p> <p>(入園資格)</p> <p>第4条 幼稚園に入園できるものは、小学校就学の始期前3年から小学校就学の始期に達するまでの幼児とし、射水市居住者に限るものとする。</p> <p>(保育時間)</p> <p>第5条 1日の保育時間は、4時間を標準とする。</p> <p>(学年及び学期)</p> <p>第6条 幼稚園の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p> <p>2 学年を分けて、次の3学期とする。</p> <p>第1学期 4月1日から7月31日まで</p>

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 幼稚園の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- (4) 冬季休業日 12月25日から1月7日まで
- (5) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで
- (6) 射水市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が休業を必要と認める日
- (7) 前各号に掲げるもののほか、園長が特に必要と認め、教育委員会の承認を得た日

(休業日の変更)

第8条 園長は、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会の承認を得て、授業日を休業日に、又は休業日を授業日に変更することができる。

- (1) 幼稚園行事を行うとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、園長が特に必要と認めるとき。
- (非常変災等による臨時休業)

第9条 園長は、非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことができる。

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 幼稚園の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- (4) 冬季休業日 12月25日から1月7日まで
- (5) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで
- (6) 射水市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が休業を必要と認める日
- (7) 前各号に掲げるもののほか、園長が特に必要と認め、教育委員会の承認を得た日

(休業日の変更)

第8条 園長は、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会の承認を得て、授業日を休業日に、又は休業日を授業日に変更することができる。

- (1) 幼稚園行事を行うとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、園長が特に必要と認めるとき。
- (非常変災等による臨時休業)

第9条 園長は、非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことができる。

2 園長は、前項の理由により授業を行わないときは、直ちにその事情を教育委員会に報告しなければならない。

(教育指導計画の編成及び届出)

第10条 園長は、幼稚園教育要領の基準により、毎年度、幼稚園の教育指導計画を編成し、年度始めに教育委員会の承認を受けなければならぬ。

2 園長は、当該年度の教育指導計画の実施状況を年度末までに教育委員会に報告しなければならない。

(幼稚園行事)

第11条 園長は、幼稚園行事のうち、宿泊学習、園外学習等を教育活動の一環として企画し、及び実施するときは、教育委員会の指示する基準によらなければならない。

2 園長は、前項の行事を実施しようとするときは、あらかじめ、教育委員会に届け出なければならない。

(幼稚園以外の施設の使用)

第12条 園長が教育上必要と認め、幼稚園の施設以外の施設を継続的に使用しようとする場合においては、あらかじめ、教育委員会に届け出なければならない。

(原級留置・出席停止)

第13条 園長は、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条及び学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第6条の規定により、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある

2 園長は、前項の理由により授業を行ないときは、直ちにその事情を教育委員会に報告しなければならない。

(教育指導計画の編成及び届出)

第10条 園長は、幼稚園教育要領の基準により、毎年度、幼稚園の教育指導計画を編成し、年度始めに教育委員会の承認を受けなければならぬ。

2 園長は、当該年度の教育指導計画の実施状況を年度末までに教育委員会に報告しなければならない。

(幼稚園行事)

第11条 園長は、幼稚園行事のうち、宿泊学習、園外学習等を教育活動の一環として企画し、及び実施するときは、教育委員会の指示する基準によらなければならない。

2 園長は、前項の行事を実施しようとするときは、あらかじめ、教育委員会に届け出なければならない。

(幼稚園以外の施設の使用)

第12条 園長が教育上必要と認め、幼稚園の施設以外の施設を継続的に使用しようとする場合においては、あらかじめ、教育委員会に届け出なければならない。

(原級留置・出席停止)

第13条 園長は、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条及び学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第6条の規定により、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある

幼児があるときは、その保護者に対して、当該幼児の出席停止を命ずることができる。

- 2 園長は、前項の処置を行ったときは、その状況を速やかに教育委員会に報告しなければならない。
- 3 園長は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第35条第1項(同法第49条の規定により準用する場合を含む。)に規定する性行不良であって他の幼児の教育に妨げがあると認める幼児があるときは、教育委員会に出席停止についての意見の具申をしなければならない。

(集団事故等の発生)

第14条 幼児の傷害又は死亡事故若しくは集団的疾病的発生を見たときは、園長は、速やかにその事情を教育委員会に連絡し、なお後日文書をもってその詳細を報告しなければならない。

(園務分掌)

第15条 園長は、年度始めに所属職員の園務分掌を定めて、教育委員会に報告しなければならない。

(管理及び整備)

幼児があるときは、その保護者に対して、当該幼児の出席停止を命ずることができる。

- 2 園長は、前項の処置を行ったときは、その状況を速やかに教育委員会に報告しなければならない。
- 3 園長は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第35条第1項(同法第49条の規定により準用する場合を含む。)に規定する性行不良であって他の幼児の教育に妨げがあると認める幼児があるときは、教育委員会に出席停止についての意見の具申をしなければならない。

(集団事故等の発生)

第14条 幼児の傷害又は死亡事故若しくは集団的疾病的発生を見たときは、園長は、速やかにその事情を教育委員会に連絡し、なお後日文書をもってその詳細を報告しなければならない。

(虐待等の防止)

第15条 園長は、職員が利用幼児に対し、学校教育法第28条第2項において準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第27条の2第1項各号に掲げる行為その他当該利用幼児の心身に有害な影響を与える行為をしないよう、監督しなければならない。

(園務分掌)

第16条 園長は、年度始めに所属職員の園務分掌を定めて、教育委員会に報告しなければならない。

(管理及び整備)

第16条 園長は、幼稚園施設及び設備を管理し、その整備に努めなければならない。

- 2 園長は、職員に前項の服務の一部を分掌させることができる。
(表簿及び台帳)

第17条 園長は、施設及び設備について、表簿及び台帳を調整し、年度末にその現有状況を教育委員会に報告しなければならない。

- 2 表簿及び台帳の様式、記載要領及び保存期間については、別に定める。
(損傷又は亡失)

第18条 園長は、幼稚園の施設又は備品の一部若しくは全部が損傷し、又は亡失したときは、速やかに教育委員会に報告し、その指示を受けなければならぬ。

- 2 廃棄手続をする物件及びその手續の様式については、別に定める。
(貸与)

第19条 園長は、教育委員会の許可を得て、幼稚園の施設及び設備を社会教育、スポーツ振興その他公共のために利用させることができる。

- 2 前項の規定により園長が許可した場合は、教育委員会に届け出て承認を受けなければならない。
(警備、防火の計画及び分担)

第20条 園長は、学年初め次の事項により幼稚園の警備及び防火の計画を作成し、教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 警備に関すること。
(2) 災害防止の組織に関すること。

第17条 園長は、幼稚園施設及び設備を管理し、その整備に努めなければならない。

- 2 園長は、職員に前項の服務の一部を分掌させることができる。
(表簿及び台帳)

第18条 園長は、施設及び設備について、表簿及び台帳を調整し、年度末にその現有状況を教育委員会に報告しなければならない。

- 2 表簿及び台帳の様式、記載要領及び保存期間については、別に定める。
(損傷又は亡失)

第19条 園長は、幼稚園の施設又は備品の一部若しくは全部が損傷し、又は亡失したときは、速やかに教育委員会に報告し、その指示を受けなければならぬ。

- 2 廃棄手続をする物件及びその手續の様式については、別に定める。
(貸与)

第20条 園長は、教育委員会の許可を得て、幼稚園の施設及び設備を社会教育、スポーツ振興その他公共のために利用させることができる。

- 2 前項の規定により園長が許可した場合は、教育委員会に届け出て承認を受けなければならない。
(警備、防火の計画及び分担)

第21条 園長は、学年初め次の事項により幼稚園の警備及び防火の計画を作成し、教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 警備に関すること。
(2) 災害防止の組織に関すること。

- (3) 災害防止の訓練に関すること。
- (4) 幼児の避難及び救護に関すること。
- (5) 重要物品の搬出に関すること。
- (6) 防火活動に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 警備及び防火の責任分担は、園長が定める。

(入園)

第21条 入園の時期は、毎年4月とする。ただし、欠員があるときは、臨時入園を許可する。

2 入園しようとするものは、保護者において入園願書を園長に提出して、その許可を受けなければならない。

(退園の報告)

第22条 園長は、保育幼児が退園したときは、教育委員会に報告しなければならない。

(退園)

第23条 園児を退園させるときは、その事由を具して園長に届け出なければならない。

(修了)

第24条 園児で小学校就学始期に達した者には、修了証を授与する。

(その他)

第25条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- (3) 災害防止の訓練に関すること。
- (4) 幼児の避難及び救護に関すること。
- (5) 重要物品の搬出に関すること。
- (6) 防火活動に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 警備及び防火の責任分担は、園長が定める。

(入園)

第22条 入園の時期は、毎年4月とする。ただし、欠員があるときは、臨時入園を許可する。

2 入園しようとするものは、保護者において入園願書を園長に提出して、その許可を受けなければならない。

(退園の報告)

第23条 園長は、保育幼児が退園したときは、教育委員会に報告しなければならない。

(退園)

第24条 園児を退園させるときは、その事由を具して園長に届け出なければならない。

(修了)

第25条 園児で小学校就学始期に達した者には、修了証を授与する。

(その他)

第26条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併の前の新湊市幼稚園規則(昭和46年新湊市教育委員会規則第4号)又は大門町幼稚園施行規則(平成8年大門町教育委員会規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年3月28日教委規則第2号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月26日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成19年12月21日教委規則第12号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月26日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月24日教委規則第3号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月26日教委規則第14号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年1月26日教委規則第1号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併の前の新湊市幼稚園規則(昭和46年新湊市教育委員会規則第4号)又は大門町幼稚園施行規則(平成8年大門町教育委員会規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年3月28日教委規則第2号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月26日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成19年12月21日教委規則第12号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月26日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月24日教委規則第3号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月26日教委規則第14号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年1月26日教委規則第1号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年11月26日教委規則第2号)

別表(第2条関係)
【別記1 参照】

この規則は、公布の日から施行する。
別表(第2条関係)
【別記1 参照】

【別記1】

現行

名称	定数(人)
七美幼稚園	105
大門わかば幼稚園	195

改正後（案）

名称	定数(人)
七美幼稚園	105
大門わかば幼稚園	195

教育委員会事務局 学校教育課
生涯学習・スポーツ課 資料1
12月定例会 総務文教常任委員会
令和7年12月〇日

令和7年12月定例会

学校部活動の地域展開について

スポーツ庁

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」 最終とりまとめ（令和7年5月）

今後の改革の方向性

- 地方公共団体が幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通した活動を包括的に企画・調整し、地域の実情等にあった方針を決定
 - ・ 令和8年度から令和13年度までを「改革実行期間」とし、休日の地域展開を着実に進めるとともに、平日の地域展開に向け各種課題を解決しつつ更なる改革を推進する。

【前期（令和8年度から令和10年度）】

休日の地域展開の着手と平日の地域展開に向けた、活動の在り方や課題への対応等の検証

【後期（令和11年度から令和13年度）】

休日の地域展開の完了と平日の地域展開の取組方針を定め更なる改革を推進

2

本市実施状況

加入状況

令和4年度に示された国の方針に従い、休日に活動する学校部活動の地域展開を段階的に実施し、令和7年11月には休日の活動は地域クラブ活動への移行が完了

令和7年11月12日現在

種目	学校部活動		地域クラブ活動		
	生徒	生徒	指導者	クラブ	開始年度
バスケットボール	136	26	9	2	R4
柔道	27	25	23	4	R4
剣道	52	47	7	1	R4
ハンドボール	47	48	14	3	R5
卓球	95	35	8	1	R5
ソフトテニス	184	64	6	1	R5
バレーボール	124	118	20	7	R6
ソフトボール	38	39	11	3	R6
美術	77	62	5	6	R6
小計	780	464	103	28	

種目	学校部活動		地域クラブ活動		
	生徒	生徒	指導者	クラブ	開始年度
軟式野球		49	44	15	3 R7
サッカー		89	36	11	2 R7
陸上競技		51	36	7	2 R7
ヨット		12	12	2	1 R7
バドミントン		6	6	5	1 R7
体操		9	8	1	1 R7
吹奏楽		133	117	17	5 R7
小計		349	259	58	15
合計	1,129	723	161	43	

※ 地域クラブ活動は、学校部活動と異なる種目に参加できる。

※ 休日に活動していない部活動：水泳、新体操、相撲、合唱、科学、放送演劇、ボランティア、家庭、園芸

3

地域クラブ活動参加者アンケート（令和6年度）

生徒・保護者アンケート

- 生徒の満足度は81%
 - 保護者の満足度は56% }
 - 令和5年度に比べ、送迎の大変さの声は減少
 - 生徒の76%が来年度も参加希望
- R5年度より5~6%上昇

顧問アンケート

- 顧問の85%が負担軽減を実感
- 休日の保護者対応や生徒指導、金銭的負担の軽減

地域指導者アンケート

- 「生徒の自主性がある」など肯定的な回答の割合は68.2%
- 「生徒のマナー面への指導が大変」などの回答の割合は33%

4

地域展開の目指すべき姿

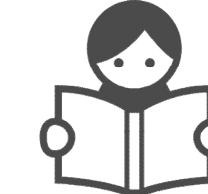
- 生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動へと転換する。
- 豊かで幅広い活動環境を整備し、生涯にわたって全ての世代が地域においてスポーツ・文化芸術活動を楽しむことのできる射水市にする。

多世代

多種目

多志向

地域クラブの創出



スポーツ・文化芸術

学校部活動にもあった既存種目を継続的に活動できる環境を整える。

全ての世代

スポーツ少年団や学校部活動など世代別に分断されていた活動を乳幼児から学生、高齢者まで全ての世代が継続的に楽しめる環境へと進化させる。

幅広い活動環境

料理、囲碁将棋、読書、eスポーツ、ダンスなど学校部活動にはなかった新たな活動を行えるクラブもつくる。

5

地域展開実現に向けたロードマップ

	～令和7年度 改革推進期間	令和8年度	令和9年度	令和10年度 中間評価	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
文部科学省	休日部活動の 地域展開の推進	改革実行期間【前期】			改革実行期間【後期】			
		休日の地域展開についてすべての地方公共団体で着手 平日の地域展開に向けた、活動の在り方や課題への対応等の検証			休日の地域展開についてすべての地方公共団体の地域展開が完了 平日の地域展開に向けた、取組方針を定め更なる改革を推進			
本市の取組み（案）								
休日地域展開の実証		学校部活動の休日活動の廃止（学校単位で出場する各種大会、イベント等は学校部活動として参加）						
前倒し検討		<p>地域クラブ実施の運営体制の整備</p> <p>保護者費用負担の徴収</p> <p>学校施設を活用した活動場所の確保と運営手法の確立</p> <p>スポーツ・文化振興に向けた市の支援策の検討（保護者・クラブ支援、活動機会の確保）</p>						
		<p>文部科学省方針、大会出場要件、指導者確保等の状況に応じた、平日の地域展開の実施の検討</p> <p>平日も含めた学校部活動の段階的な廃止</p> <p>幅広い活動環境の整備</p>						

平日も含めた学校部活動の段階的な地域クラブ活動への移行

- ・令和13年度までに地域クラブ活動ごとに準備が整った団体から平日の地域展開を段階的に実施する。
- ・令和13年度末までには、全ての団体が平日の活動も含めて地域展開し、学校部活動を廃止する。

6

今後の取組について

個別課題への対応等

地域クラブ活動を担う運営団体の体制整備・連携

- 関係団体等との連携・協働、学校との連携
- 運営に関するサポート体制の整備、運営を担う人材の確保・育成
- 組織体制・財政基盤の整備
- 国の要件を満たした地域クラブ活動の認定 等

指導者等の質の保障・量の確保

- 多様な人材の発掘・配置（希望する教職員の兼職兼業等）
- 指導者研修等による適切な指導・安全安心の確保 等

活動場所の確保

- 学校施設等の有効活用
- 認定を受けた地域クラブ活動の優先利用・使用料減免 等

生徒・保護者等の理解促進・支援

- 学校と連携した生徒等へのきめ細かな情報提供
- 保護者負担のあり方
- 認定地域クラブ活動に対する公的支援 等

民設民営放課後児童クラブの開設について

生涯学習・スポーツ課 生涯学習係

1 概要

令和7年9月に、グローバルジップ株式会社が民設民営放課後児童クラブをいみずスポーツクラブ内に開設した。

令和7年10月1日に、グローバルジップ株式会社は本市に対し、「放課後児童健全育成事業開始届」を提出し、受理した。

これにより、公設民営放課後児童クラブ22クラブ、民設民営放課後児童クラブ2クラブの合計24クラブとなった。

2 経過

令和7年 5月下旬 開設についての相談

8月下旬 施設の現地調査及び経営方針等の聴取

9月1日 学び塾ピカピカ。開始

9月 放課後児童健全育成事業における運営規定等の説明

10月1日 放課後児童健全育成事業開始届受理

3 名称及び運営主体

「学び塾ピカピカ。」 グローバルジップ株式会社

4 場所

射水市本開発60番地1 いみずスポーツクラブ内

5 年間開設日数及び開設時間

250日

19時まで

6 対象の校区

大島小学校区、大門小学校区、小杉小学校区（ただし、当該区域外からの受入可）

7 定員

45名

8 射水市放課後児童クラブ一覧

別紙のとおり

令和7年度 射水市放課後児童クラブ一覧

○放課後児童クラブとは

放課後児童クラブとは、学童保育とも呼ばれ、労働等により扈間に保護者等が不在となる家庭の小学生に対し、授業の終了した放課後及び夏・冬・春休み・土曜日等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うことにより、児童の健全育成を図るとともに、保護者の子育てと仕事の両立を支援するための事業です。

※入級に關すること、学級費（保護者負担額）、一日のスケジュールや遊びの内容、準備する持物など、詳しくは各学級に直接お問合せください。

公設民営クラブ

地区	小学校区	学級名	運営主体	所在地・開設場所	電話番号	年間開設日数（予定）	開設時間	保護者負担※1	備考
新湊	新湊放生津小学校	さくら・こばと学級	さくら・こばと学級保護者会	中新湊23番10号 新湊放生津小学校内	080-1950-3206	250日	18時まで	5,000円	
	作道小学校	道の子学級	道の子学級運営委員会	作道913番地 作道小学校敷地内	080-1950-3208	250日	18時まで	5,000円	
	片口小学校	とねりこ学級	とねりこ学級保護者会	片口高場48番地 片口小学校敷地内	0766-86-1180	250日	18時まで	6,000円	
	堀岡小学校	なでしこクラブ	社会福祉法人かづみ野	海竜町118番6 堀岡小学校隣接地	090-1639-5133	286日	18時30分まで	6,500円	
	東明小学校	東明学級	東明学級保護者会	海老江七軒1347番地 東明小学校内	080-1950-3209	250日	18時まで	5,000円	
小杉	小杉小学校	すこやか学級	小杉小学校校下留守家庭児童会	戸破4100番地 小杉小学校内	090-1393-0421	250日	18時まで	6,000円	
		ひばり学級	社会福祉法人鷹寺福祉会	戸破2475番地 戸破児童館敷地内	080-1953-4791	288日	19時まで	7,000円	
	金山小学校	金山こばと学級	金山地域振興会	青井谷1648番地 金山コミュニティセンター内	090-7080-5091	250日	18時まで	5,000円	
	歌の森小学校	ピノキオ学級	歌の森小学校放課後児童会	黒河560番地 歌の森小学校内、歌の森小学校敷地内	090-8704-9202	261日	18時30分まで	6,000円	
		歌の森キッズよつば	社会福祉法人鷹寺福祉会	戸破1032番地3 小杉地区センター2階	080-8990-8471	285日	19時まで	6,000円	
	太閤山小学校	日吉学級	太閤山小学校下留守家庭児童会	橋下条926番地 太閤山小学校内	090-1392-6801	239日	18時まで	6,000円	
		太閤山学級	社会福祉法人鷹寺福祉会	太閤山8丁目4番地1号 太閤山コミュニティセンター内	080-1958-6475	251日	19時まで	6,500円	
大門	大門小学校	ひまわり学級	中太閤山小学校下留守家庭児童会	中太閤山11丁目3番地 中太閤山小学校内	090-2092-0363	263日	18時まで	6,000円	
		たんぽぽ学級	たんぽぽ学級保護者会	二口417番1 大門小学校内	090-8092-9136	250日	18時まで	5,000円	
	風の子学級	風の子学級保護者会		島1386番地 浅井コミュニティセンター体育館内	080-3044-8450	250日	18時まで	5,000円	
大島	大島小学校	ASUKA学級	社会福祉法人射水万葉会	小島675番地1 大島小学校内 小島677番地 大島児童館内	080-8690-1836	252日	19時まで	5,000円	

※1 通年で月～金曜日・18時まで利用する場合の月額の金額です。

時間区分や、土曜日・長期休業期間（夏・冬・春休み）等の保護者負担額については、各学級にお問い合わせください。

民設民営クラブ

地区	小学校区	学級名	運営主体	所在地・開設場所	電話番号	年間開設日数（予定）	開設時間	基本利用料	備考
小杉	歌の森小学校	うたのこ	株式会社BUZZBUZZ	黒河820番地	0766-73-2656	289日	18時まで	10,000円	
大島	大島小学校	学び塾ピカピカ。	グローバルジップ株式会社	本開発60番地1 いみずスポーツクラブ内	0766-55-5566	250日	19時まで	11,000円	

＜その他＞

- ・塙原小学校区ではコミュニティセンター内の児童室で、下村小学校区では下村児童館で学童保育対応を実施しています。

「放生津八幡宮祭の曳山・築山行事」のユネスコ無形文化遺産登録にかかる評価機関による勧告について

生涯学習・スポーツ課

令和7年11月10日（月）に開催された「無形文化遺産保護条約政府間委員会」の評価機関より、「放生津八幡宮祭の曳山・築山行事」を含む4件の「山・鉾・屋台行事」が、ユネスコ無形文化遺産（人類の無形文化遺産の代表的な一覧表）へ「記載」（登録）が適当とする旨の勧告がなされた。

1. 今回追加登録案件

【山・鉾・屋台行事】（既登録33件への追加）

放生津八幡宮祭の曳山・築山行事（富山県射水市）

常陸大津の御船祭（茨城県北茨城市）

村上祭の屋台行事（新潟県村上市）

大津祭の曳山行事（滋賀県大津市）

【和紙：日本の手漉き和紙技術】

【伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術】

2. ユネスコ無形文化遺産について

無形文化遺産は、建物や遺跡などの形のある文化遺産を保護する「世界文化遺産」に対して、伝統的な芸能、社会的慣習、儀式、祭礼、技術など、形のない文化遺産を「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に記載（登録）してその保護と認知向上を図る国際的な枠組み。

日本では、歌舞伎、能楽などの伝統芸能やお祭りのほか、和食、伝統的酒造り、和紙など幅広い文化遺産が登録されている。

今回の登録は、2016年に登録された「山・鉾・屋台行事」（33件）へ追加登録されるもの。

「山・鉾・屋台行事」は、「京都祇園祭の山鉾行事」など、33件の行事で構成されており、富山県内の「高岡御車山祭の御車山行事」、「魚津のタテモン行事」、「城端神明宮祭の曳山行事」が含まれている。

3. 今後の予定

令和7年12月8日（月）～13日（土）に、ニューデリー（インド）で開催される第20回「無形文化遺産保護条約政府間委員会」の代表一覧表記載の審議において、最終的な記載（登録）可否が決定される予定。

射水市指定文化財「六渡寺日枝神社山王鳥居 附 玉垣」の現状変更について

生涯学習・スポーツ課

- 1 種別・名称** 有形文化財（建造物） 六渡寺日枝神社山王鳥居附玉垣
- 2 所有者・管理者** 六渡寺自治会
- 3 意見照会期間** 令和7年9月16日～10月14日（書面承認）
- 4 意見照会者** 上野委員、鈴木委員、久々委員、城岡委員、島添委員、柳委員、三宮委員
- 5 経緯**

六渡寺日枝神社山王鳥居附玉垣は、令和6年1月の能登半島地震によって玉垣の倒壊や破損が発生し、令和7年4月の文化財ドクター派遣事業3次調査（技術支援調査）報告において、被害状況の詳細と復旧（修理）方法が示された。

これを受け、六渡寺自治会において住民説明等が進められ、令和7年9月16日付けで「指定文化財現状変更許可申請書」が提出された。

本来であれば、文化財審議会での現状変更の審議を経て許可を行うところであるが、安全確保のため早急な対応が求められること、専門家からの提案に基づいて行われる措置であることを鑑み、射水市文化財審議会委員から書面により意見をいただき、必要に応じて付帯条件を追加する等の対応を図りながら、許可の承認を行うこととした。

6 承認の状況

現状変更及び修理方法に関し、全委員により承認を得た（付帯条件なし）。

7 主な意見・確認事項

- ・提案された修理の方法（①玉垣の解体・修理・組み直し、②再利用不能な部材の新調、③ピン挿入+接着施工による耐震対策）は妥当なものである。
- ・玉垣倒壊の要因（玉垣の構造、基礎の固定状況、接合部の摩耗状況等）や、工法（挿入するピンの材質・形状・太さ・施工箇所、使用する接着剤、目地の処理等）の記録を残すこと。
- ・再利用不可能な部材は、現地で適切に保管すること。

※次回の射水市文化財審議会において、現状変更の進捗状況や結果について報告する。



写真① 六渡寺日枝神社玉垣



写真② 倒壊した玉垣

こども家庭部子育て支援課 資料 1
12月定例会 民生病院常任委員会
令和7年12月 日

市立七美幼稚園の現状と今後の対応について

1 在園状況

市立七美幼稚園の令和7年度の在園児数は5歳児5名のみとなっている。

七美幼稚園の園児数の推移

(各年4月1日現在) 単位:人

	H 3 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
3歳児	4	5	5	1	5	0	0
4歳児	6	4	4	4	0	4	0
5歳児	7	6	6	4	6	1	5
計	17	15	15	9	11	5	5

2 令和8年度新規入園児募集結果

本年10月に令和8年度の入園児募集を行ったが、入園願書受付終了日である10月31日までに入園願書を提出した者は0名であった。

(参考)

入園願書配布期間 10月1日(水)～10月24日(金)

入園願書受付期間 10月27日(月)～10月31日(金)

3 今後の対応

令和8年度において在園する園児が見込まれないため、令和8年4月1日から休園とする。

令和7年12月の主な行事予定

日	曜	時間	場所	行事予定	主務・関連課	教育委員出席
1	月	10:00	会議室302～304	放課後子ども教室教育活動推進員等研修会	生涯学習・スポーツ課	
2	火	16:00	会議室302・303	いみず鳳雛きらめき塾報告会	学校教育課	○
3	水					
4	木					
5	金	9:00	会議室401	第3回小中学校長会	学校教育課	教育長
6	土	14:00	クロスペイ新湊	射水市PTA連絡協議会設立20周年記念式典	学校教育課	教育長
7	日	9:30	新湊アイシン軽金属スポーツセンター	第49回富山県少年剣道錬成大会 及び第26回庵杯争奪少年剣道個人優勝大会	生涯学習・スポーツ課	教育長
8	月					
9	火					
10	水					
11	木					
12	金					
13	土					
14	日					
15	月					
16	火					
17	水					
18	木					
19	金					
20	土					
21	日	10:00	アイザック小杉文化ホール	生涯学習フェスティバル及び生涯学習作品展	生涯学習・スポーツ課	○
22	月					
23	火					
24	水		各小中学校	2学期終業式	学校教育課	
25	木	13:30	会議室401	定例教育委員会	学校教育課	○
26	金					
27	土					
28	日					
29	月					
30	火					
31	水					

展示等

自	至	場所	展示名	自	至	場所	展示名
9/26	12/7	新湊博物館	特別展「いみず紀行」	12/13	12/13	新湊図書館	冬のつどい児童集会
12/3	12/16	中央図書館	「障がいを知れば世界が変わる」展	12/20	12/20	中央図書館	冬のおたのしみ会
12/12	2/15	新湊博物館	企画展「人間国宝認定70周年記念 石黒宗麿」展				
12/12	12/26	中央図書館	「冬だ！Xmasだ！年末だ！」展				
12/12	12/26	新湊図書館	「体を動かしてみよう」【一般書】 「クリスマスと冬の本」【児童書】				

令和8年1月の主な行事予定

日	曜	時間	場所	行事予定	主務・関連課	教育委員出席
1	木		下村加茂神社	鰯分け神事	生涯学習・スポーツ課	教育長
2	金					
3	土					
4	日					
5	月					
6	火					
7	水					
8	木		各小中学校	3学期始業式	学校教育課	
9	金					
10	土					
11	日					
12	月					
13	火					
14	水		議場等	子ども議会体験プログラム(堀岡小)	学校教育課	
15	木		議場等	子ども議会体験プログラム(東明小)	学校教育課	
16	金		議場等	子ども議会体験プログラム(中太閤山小)	学校教育課	
17	土					
18	日	9:00	救急薬品市民交流プラザ	第18回射水市児童クラブ大会	生涯学習・スポーツ課	教育長
19	月		議場等	子ども議会体験プログラム(片口小)	学校教育課	
20	火		議場等	子ども議会体験プログラム(歌の森小)	学校教育課	
21	水		議場等	子ども議会体験プログラム(新湊放生津小)	学校教育課	
22	木		議場等	子ども議会体験プログラム(作道小)	学校教育課	
23	金		議場等	子ども議会体験プログラム(小杉小)	学校教育課	
24	土					
25	日					
26	月		議場等	子ども議会体験プログラム(歌の森小)	学校教育課	
27	火		議場等	子ども議会体験プログラム(小杉小)	学校教育課	
28	水		議場等	子ども議会体験プログラム(塙原小)	学校教育課	
29	木		議場等	子ども議会体験プログラム(大島小)	学校教育課	
30	金		議場等	子ども議会体験プログラム(大島小)	学校教育課	
31	土					

展示等

自	至	場所	展示名	自	至	場所	展示名
12/12	2/15	新湊博物館	企画展「人間国宝認定70周年記念 石黒宗麿」展				